

社会福祉法人ぶる一む評議員等報酬等支給基準

制定：平成28年11月26日

施行：平成29年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人ぶる一む定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において評議員等とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 評議員 定款第6条第1項の規定により選任された者（社会福祉法人ぶる一む（以下「法人」という。）の職員を除く）
- (2) 理事 定款第16条第1項の規定により選任された者（法人の職員を除く）
- (3) 監事 定款第16条第1項の規定により選任された者（法人の職員を除く）

(報酬)

第3条 評議員等の報酬額は、次の各号に掲げる業務1回につき、3,000円とする。但し、同じ日に複数の業務に従事した場合は、1回分とする。

- (1) 定款第10条に規定する理事会に出席した場合
- (2) 定款第12条に規定する監査を行った場合
- (3) 定款第14条に規定する評議員会に出席した場合
- (4) その他、前各号に掲げる事項に関わる会議等に出席した場合

2 前項の報酬の額は、前条各号の区分ごとに、一会計年度内につき総額で20万円を超えてはならないものとする。

(費用弁償)

第4条 評議員等が、前条に掲げる業務に従事するために、公共交通機関（電車、バス、タクシー）の利用に要した交通費については、その実費を支給するものとする。

2 評議員等が自家用車を利用した場合は、職員給与規程に準じて、平均燃料費相当額を支給することができる。

3 評議員等が自転車を利用した場合及び徒歩の場合は、交通費は支給しない。